

市立総合病院の診療体制が変わります

全国的な医師不足が叫ばれる中、市立総合病院においても医師確保に努めてきましたが、常勤内科医の大幅な減少に伴い、このたび診療体制の一部を変更せざるを得ない状況となりました。診療体制の変更点は下記の通りです。

ご迷惑をお掛けしますが、ご理解とご協力をお願いします。



☎ 総合病院医事課 (☎2111)

内科受診

■診療時間内 (平日 8時30分～11時30分)

当院内科にかかりつけでない初診の方の診療については、当面他院からの紹介状のある方のみでの診療とします。紹介状をお持ちでも、予約のない方は外来診療予約センターで予約をしてください。また、健康診断(就学用・就職用など)や、精密検査を希望する方、当院の内科にかかりつけの方で予約日以外の受診を希望する方も、電話予約が必要です。

外来診療予約センター ☎2111 受付時間 午後1時～5時 (月～金曜日・休日を除く)

- ※ 当院で治療中の方で症状が急変した場合は、電話で相談ください。
- ※ 形成外科についても予約診療となります(常勤医不在のため、月2回程度)。
- ※ 形成外科、内科以外の診療科については、初診の方を含めこれまでと同様に診療します。

■診療受付時間外 (平日11時30分～17時15分)

直接来院されても診療することができません。他の病院・診療所から紹介のあった救急患者や、当院内科にかかり付けの患者で病状が急変した救急患者のみでの診療とします。また、担当医が不在などの理由で診療できない場合もあります。

時間外救急 (平日17時15分～翌8時30分および土・日曜日、祝日)

救急医療は病気やけがの症状に応じて、一次、二次、三次に分けられ、それぞれ役割が異なります。

- ▷一次救急医療機関…比較的軽度の症状で、外来の処置・投薬で治療できる場合
- ▷二次救急医療機関…入院や緊急手術が必要な場合
- ▷三次救急医療機関…重症で専門的かつ高度な治療が必要な場合

総合病院は、二次救急医療機関として、東濃厚生病院と交替で救急医療の確保に努めてきました。しかし、今回の常勤医師の大幅な減少に伴い、夜間・休日の救急業務を今までどおり継続していくことが困難となりました。

そのため、4月から二次救急当番日を減らすとともに、当番日以外の日には救急対応ができなくなります。急病のときは、まず一次救急医療機関(夜間在宅当番医)や休日急病診療所で診療を受けてください。

4月からの総合病院の二次救急当番日

- ▷毎週金曜日 ▷第2・第4土・日曜日 ▷第5土・日曜日は東濃厚生病院と交替
- ※総合病院の当番日以外は、東濃厚生病院が二次救急医療機関となります。

夜間・休日に受診できる医療機関が分からない場合は、下記まで問い合わせください。

救急病院案内 ☎3799 市消防本部内(24時間受付)

夜間在宅当番医は、土岐医師会のホームページ(<http://www.toki.gifu.med.or.jp/>)からも確認できます。